



長与町 結婚

新生活補助金



受付数には
限りがあります。
お早めに！

申請期限 R9

3/10

最大補助額 **20** 万円

39 歳以下、夫婦の合計所得 500 万円未満が対象！

こんな費用が対象です！

家賃

住宅購入

リフォーム

引越

長与町結婚新生活支援事業補助金

婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に、最大20万円を補助します。

補助対象経費

住宅賃借費用

住宅取得費用

住宅リフォーム費用

引越費用

補助対象経費には、諸要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

補助対象世帯(抜粋)

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに結婚した新婚世帯
- 申請日において、町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること
- 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
(※給与収入のみの場合、「給与の収入金額 - 給与所得控除額」が所得です。)
- 長与町に一年以上定住する意思があること
- 夫婦ともに町税の滞納がないこと
- 長崎県及び長与町が求めるセミナー等を受講すること(夫婦ともに)

申請の流れ

- 県の動画を視聴
- WEBアンケートに回答
- 整理番号を控える
- 長与町へ交付申請兼交付請求(R9.3.10まで)
- 交付決定
- 補助金交付



長崎県のサイト「ながハピ」から動画をご視聴ください。

R9.3.11以降は、次年度申請可能な補助対象者としての認定のみとなります。詳しくはお問合せください。

提出書類

<共通書類>

- 長与町結婚新生活支援事業補助金 交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
 - 夫婦双方の所得証明書
 - 夫婦双方の町税の完納証明書
 - 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - 補助金の振込先の預金通帳の写し
- ※上記の他、左記WEBアンケートの回答が必要です。

その他、それぞれ住宅賃借、住宅取得、住宅リフォーム、引越に要した費用が分かる契約書や領収書等が必要です。
詳しくは下記QRコードよりHPにてご確認ください。

お問い合わせ先

長与町役場 政策企画課

TEL (095)801-5661 | 長与町 嬉里郷 659 番地 1
✉ kikaku@nagayo.jp

詳しくはホームページへ!



長与町結婚新生活
支援事業補助金案内ページ

